

別記1

合法木材供給事業者認定申請書

平成 年 月 日

秋田県木材産業協同組合連合会

理事長 殿

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名： ,

貴団体の認定を得て木材・木製品の合法性・持続可能性の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 創業年、従業員数：(別添のとおり)
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：(別添のとおり)
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況；(別添のとおり)
- 4 分別管理及び書類管理の方針：(別添のとおり)
- 5 その他：(別添のとおり)

(注) 「その他」には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

別添

1 申請者の概要

申請者（企業等名）	
創立年月日	
資本金（出資金）	
従業員数	常勤 人 非常勤 人
年間生産量（取扱量）	%

2 事業場の概要

土場面積及び 保管量			m ² %
運搬機材保有数	フォークリフト 台 台	グラップル その他	台 台
製品倉庫面積及び 最大保管可能量	屋内	m ²	保管可能量 %
	屋外	m ²	保管可能量 %
J A S 等表示制度 の認証取得状況	製材 J A S 認定工場 No.		
材種別生産量	角 類	%	
	割 類	%	
	板 類	%	

3 その他

参 考 事 項	電話番号	() ー
	F A X	() ー
	H P	http://
	e-mail	@

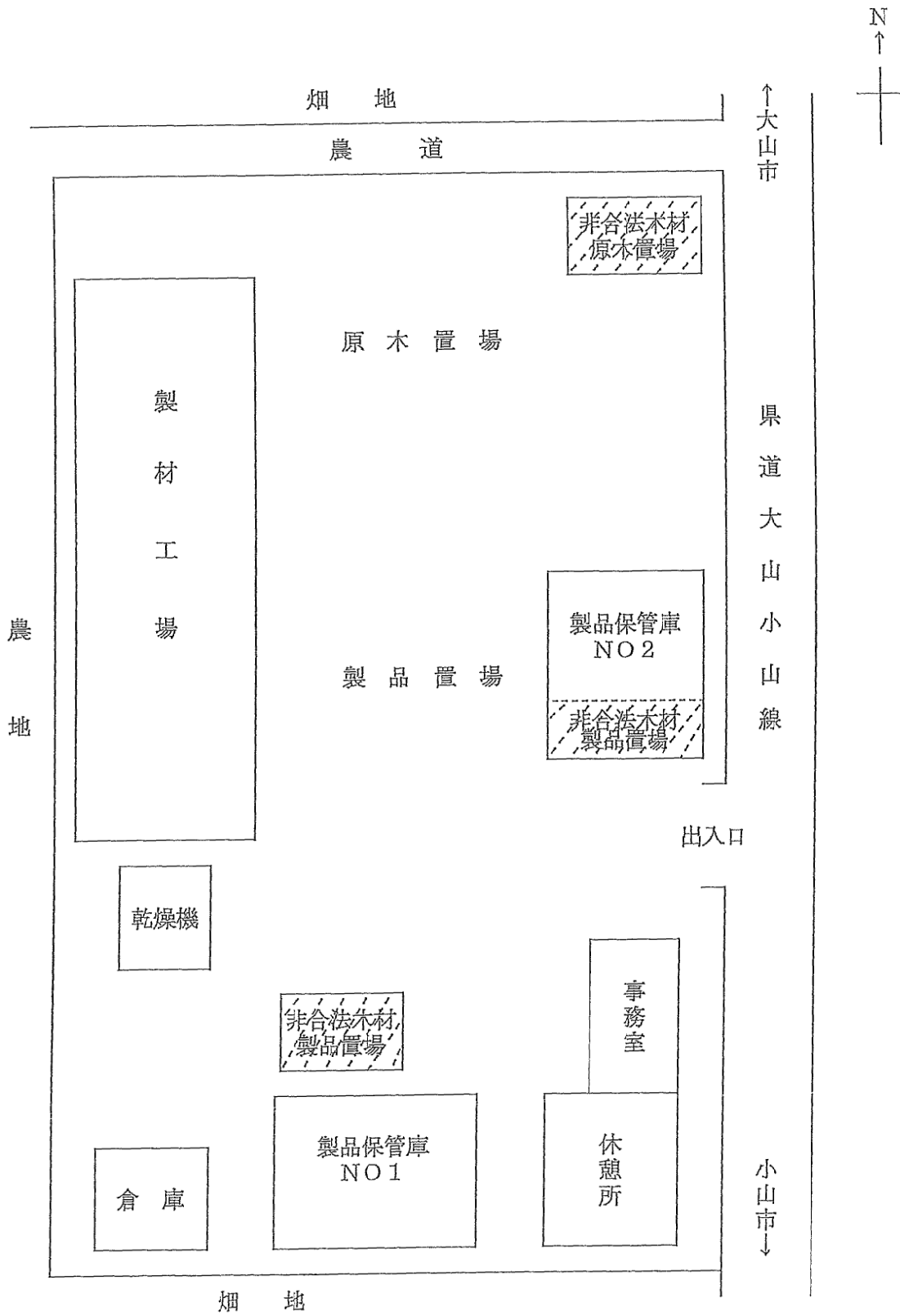
4 工程管理の方法

現在、貴事業場で行っている原木の仕入れ、在庫及び消費の実態並びに製品の生産、保管及び出荷の実態を記載してください。

①工程管理のための内部 規程等の有無	有 無 (「有」の場合は規程の写しを添付)
②原木取扱担当者の指名 担当者への指示	している していない 指示内容：
③運搬用機材の操作担当者	定められている 定められていない
④分別桧積み	している していない していない場合の対処方法：
⑤原木の混在	ある ない ある場合の対処方法：
⑥原木在庫管理のための 仕入れ・消費台帳等	伝票で整理 台帳で整理 PCで処理 その他（具体的に： ）
⑦各生産ラインの担当者	定められている 定められていない
⑧製品在庫管理担当者の 指名 担当者への指示	している していない 指示内容：
⑨製品の分別保管	している していない していない場合の対処方法：
⑩製品保管中の混在	ある ない ある場合の対処方法：
⑪製品在庫管理のための 帳票の整備状況	伝票で整理 台帳で整理 PCで処理 その他（具体的に： ）
⑫運搬用機材の操作担当者	定められている 定められていない

記載例

事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況



別添

分別管理及び書類管理方針書

事業者名

平成 年 月 日作成

この方針書は、秋田県木材産業協同組合連合会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」（平成18年7月19日）を受け、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

この方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、（注）を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実態）

- ・ 原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材であるか又は非合法木材であるかを確認する。
- ・ 原木の保管に当たっては、合法木材と非合法木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製材加工に当たっては、合法木材と非合法木材が混在しないように加工する。
- ・ 製材品の出荷にあつては、合法木材であることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製材品の保管に当たっては、合法木材を原料として製造した製材品と、非合法木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、合法木材と非合法木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け、これに適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

合法木材の製材に関する工程管理規程

事業者名

平成 年 月 日作成

1 原木の受入れ及び貯材

(購入)

- (1) 原木の購入に際しては、合法性・持続可能性を証明する書面を確認の上、契約する。

(分別)

- (2) 合法性・持続可能性の証明された原木（以下「合法木材」という。）と当該証明されない原木（以下「非合法木材」という。）は、原木在庫管理帳票に分別して整理する。

(受入れ)

- (3) 原木の保管場所は、合法木材と非合法木材が混在しないよう、非合法木材の保管場所をテープ又は標識等により明示し、分別管理できるようにする。

(保管)

- (4) 合法木材と非合法木材は、それぞれ指定された場所に貯材する。

2 製材加工及び加出荷

(非合法木材の特記)

- (1) 非合法木材である原木を製材する場合は、製材指示書にその旨を特記する。

(生産工程の区別)

- (2) 製材に当たっては、合法木材と非合法木材を混在させないように、一方の製材に係る一連の工程が終了した後、他方の製材に移行する。ただし、非合法木材を合法木材と誤認しないよう、原木段階で非合法木材の木口の方に、スプレー等でマーキングした材に関しては、この限りでない。

(帳票の記載)

- (3) 製品の生産帳票には、合法木材と非合法木材とを分別して記帳する。

(結束)

- (4) 生産された製品は、合法木材と非合法木材とに分別して結束する。
(分別管理製品)
- (5) 製品の保管場所は、合法木材と非合法木材が混在しないよう、非合法木材の保管場所をテープ又は標識等により明示し、分別管理できるようにする。
(保管)
- (6) 合法木材と非合法木材は、それぞれ指定された場所に保管する。
(在庫管理)
- (7) 製品の在庫は、製品在庫管理帳票に分別して整理する。
(出荷)
- (8) 製品の在庫は、出荷指示書により、納品書を合法木材及び非合法木材に分別して行う。
(証明)
- (9) 合法木材である原木から製材された製品の証明は、「木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書」を出荷先に交付することにより行うか、又は当該証明書の交付に代えて納品書等に団体認定番号及び合法木材であることを記載することにより行うことができる。

3 記録の保管

各種伝票、指示書、証明書等の関係書類は、5年間整理保管する。

別記1-2

合法木材供給事業者認定申請書(継続)

平成 年 月 日

秋田県木材産業協同組合連合会

理事長 殿

(申請者)

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：秋木連合法第 号

貴団体の認定を得て木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領に従い、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 創業年、従業員数：(別添のとおり)
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：(別添のとおり)
- 3 過去3年間の合法木材取扱数量：(別添のとおり)
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況：(別添のとおり)
- 5 分別管理及び書類管理の方針：(別添のとおり)
- 6 その他：(別添のとおり)

(注) 「その他」には、資格(ISO)、JAS等を有している場合には、その旨を記入してください。

別記1-3

事業者の認定推薦書

平成 年 月 日

秋田県木材産業協同組合連合会
理事長 殿

(推薦者) (注)

所在地 : 〒

名称 :

代表者の氏名 : ㊟

平成 年 月 日付で貴団体に提出された次の事業者の申請についての記述内容は事実に基づいていると認められますので、貴団体の「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」に基づいて適切に審査され、認定されますよう推薦します。

(申請者)

事業者の所在地 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

(注) 秋田県木材産業協同組合連合会の会員及びその組合員(所属員)で合法木材供給事業者として認定を受けているものに限る。

別記2

合法木材供給事業者認定書

秋木連第 号
平成 年 月 日

殿

秋田県木材産業協同組合連合会
理事長

平成 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定について、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領（平成18年7月19日付け秋田県木材産業協同組合連合会制定）に基づき、次のとおり認定します。

- 1 団体認定番号：秋田県木連合法第 号
- 2 事業者の所在地：
- 3 事業者の名称：
- 4 代表者の氏名：
- 5 認定の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

（注） 申請の内容に変更があった場合は、届け出てください。

別記3

番号
平成 年 月 日

木材・木材製品の合法性・持続可能性証明書

殿

事業者の所在地：秋田県

事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：秋木連合法第 号

次の物件は、持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

1 樹種：

2 品目（注3）：

3 数量（注4）：

（注1） この様式による証明書代えて、既存の納品書等に上記の情報（団体認定番号、合法木材である等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

（注2） 上記は、合法性、持続可能性を証明する例であり、合法性のみを証明する場合は持続可能性に係る記載を削除してください。

（注3） 丸太、製材、合板、集成材等を記載してください。

（注4） 商取引の単位（ m^3 、本、kg、枚など）で記載してください。

別記4

平成 年 月 日

秋田県木材産業協同組合連合会
理事長 殿

事業者の所在地：秋田県

事業者の名称：
代表者の氏名：
団体認定番号：秋木連合法第 号

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の

取扱実績報告書

合法性、持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第八により、次のとおり合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績を報告します。

1	期間	平成 年4月1日から 平成 年3月31日まで	
2	木材・木材製品の取扱量（総量）	原木（原料）入荷量 製品出荷量	m ³ m ³
3	うち合法性・持続可能性の証明されたもの	原木（原料）入荷量 製品出荷量	m ³ m ³

備考：

（注1） 上記は、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の実績を報告する場合の例であり、合法性のみの場合は持続可能性に係る記載を削除してください。

（注2） 原木（原料）入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記載してください。

別記5

認定事業者の認定取消通知書

秋木連第 号
平成 年 月 日

殿

秋田県木材産業協同組合連合会
理事長

貴事業者については、平成 年 月 日付秋木連第 号で認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第十の規定により、平成 年 月 日付でその認定を取り消したので、通知します。

- 1 団体認定番号：秋木連合法第 号
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：秋田県
- 5 取消しの理由：